

# 2023年度 放課後かまくらっ子にかいどう・いなむらがさき 放課後子どもひろば利用案内

## 「放課後かまくらっ子」(放課後子ども総合プラン)について

「放課後子ども総合プラン」は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験等ができる事業として、国から積極的に推進するよう示されたものです。鎌倉市では、「放課後子ども総合プラン」として、「放課後子どもひろば(アフタースクール事業)」と「子どもの家(学童保育事業)」を実施し、この2つの事業の総称が「放課後かまくらっ子」です。令和2年度をもって、市内全施設で事業を開始しました。

「放課後子どもひろば」は、放課後の子ども達に安心・安全な居場所を提供することを目的とした施設です。放課後子どもひろばに参加すると、小学校から直接来所し、施設のプレイルームや図書スペースのほか、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊んだり、様々な活動体験(プログラム)に参加したりすることができます。なお、放課後子どもひろばに参加するには、事前の利用登録の手続きが必要になります。

## I 子どもひろばの利用について

(1) 利用資格(次のいずれかに該当することが必要です。)

ア 当該小学校の1年生～6年生

イ 当該小学校区に居住している私国立1年生～6年生

※子どもの家に入所している場合は、放課後子どもひろばへの利用登録は不要です。

(2) 利用時間

学校開校日	放課後～	午後5時(4月～9月) 午後4時30分(10月～3月)
学校休校日	午前8時30分～	午後5時(4月～9月) 午後4時30分(10月～3月)

\*学校開校日は、学校から直接来所することとし、一度帰宅してからの利用はできません。

\*子どもひろばの利用中は、自由な外出はできません。

\*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

\*インフルエンザ等による学級閉鎖の対象になった学級のお子様は利用できませんが、一定の条件を満たすと子どもの家の臨時利用ができます。詳しくは、別紙「子どもの家臨時利用案内」をご覧ください。

\*気象警報等が発令された際には、閉所又は利用時間を変更することがあります。また、お子様の帰り道の安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。

\*学校休校日、給食がない日や長期休み中にお昼を跨いでご利用される場合は、必ずお子様にお弁当を持たせてください。

\*いなむらがさきのみ、下記の通り土曜日と学校振替休校日(運動会代休と土曜参観代休)は利用開始時間が異なります。

土曜日	午前9時～	午後5時(4月～9月) 午後4時30分(10月～3月)
学校振替休校日 ※長期休み除く	午前9時～	午後5時(4月～9月) 午後4時30分(10月～3月)

(3) 休所日

ア 日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※子どもひろば(プレイルーム・図書スペース)は土曜日にも開所しています。

イ 台風等による警報発令時

- ウ 長期休暇中の学校閉校日（いなむらがさきのみ）
- エ その他市長が認めた日

**(4) 利用料金**

利用料金は無料ですが、保険料（500 円／年度）と参加するプログラムによっては実費がかかります。

**2 利用登録申請手続き ※子どもの家の入所児童は手続き不要です**

(1) 利用登録申請の受付について ※年度ごとに申請が必要です。

次の表のとおり申請書類を提出してください。（郵送不可）

申請受付期間	申請場所・受付時間
利用開始希望日の 10 営業日 (平日)前まで	利用を希望する子どもひろば 日曜・祝日を除く 平日:午前 10 時～12 時、土曜日:午前 9 時 30 分～午後 5 時

(2) 利用登録申請に必要な書類について

ア 放課後子どもひろば利用登録申請書

イ 児童健康調査票

\*裏面の地図の作成もお願いいたします

\*必要に応じて聞き取りをお願いすることがあります。

**3 保険料のお支払いについて**

保険料は、500円／年度です。

利用登録申請を受け付けた後、決定通知と一緒に納付書兼請求書をお送りいたします。コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願いいたします。お支払いの際には事務手数料210円がかかりますので、ご了承ください。その後、「参加カード」をお渡しします。

**4 子どもの家臨時利用について**

台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけません。ただし、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。（保護者の都合による臨時利用はできません。）ご利用をご希望の場合、直接施設に申請してください。

(1) 臨時利用ができる条件・・・子どもの家利用資格を満たしていること

(2) 申請書類等・・・・・・・・・・子どもの家入所申請書類（詳細は臨時利用の案内をご確認ください）

**5 子どもひろば登録廃止手続きについて**

利用登録後、申請された利用登録期間の終期より前に登録廃止される場合は、『放課後子どもひろば利用登録廃止届』のご提出が必要です。廃止日の1週間前までに子どもひろばへ提出してください。

\*利用登録期間の終期まで利用される場合は、提出の必要はありません。

\*廃止予定日をさかのぼって提出することはできません。

\*保険料の還付はありません。

## 6 その他の手続

- (1) 住所・電話番号、家庭の状況等に変更があった場合  
『放課後子どもひろば利用登録児童住所等変更届』を放課後子どもひろばへ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校、放課後子どもひろばまでの経路がわかる地図」も併せてご提出ください。
- (2) 利用登録後の手続  
別途、来所予定や連絡先のご提出をお願いする場合があります。

## 7 利用方法について

- (1) ご利用前に保険料のお支払い済み払込受領証をご持参いただきましたら、確認後に「参加カード」をお渡しいたします。
- (2) ご利用時には必ず「参加カード」をお子様を持たせてください。また、「参加カード」には保護者による押印またはサインをお願いします。なお、「参加カード」に保護者の押印またはサインがない場合、ご利用をご遠慮いただく場合があります。
- (3) 子どもひろばへの来所時に、「参加カード」で受付をします。受付(QRコード読取)をすることで、入室時間を予め保護者にご登録いただいたメールアドレスに送信されます。
- (4) 子どもひろばでは、16時以降30分毎に一斉帰宅を行います。退室の際も入室時間と同様に、退室時間がメール送信されます。(任意の時間に個別に帰宅することも可能です。その場合、子どもひろばでは退室時間の管理は行いません。)
- (5) 学校休校日等については、お昼のお弁当と水筒を持参して食べることができます。保冷袋に入れ、各自保冷をお願いします。(おやつを提供はありません。)
- (6) 継続してご利用される際につきましても年度ごとに更新のお手続きが必要となります。
- (7) 子どもひろばを次年度(2024年度以降)も継続してご利用いただく場合、「QRカード」はそのまま使用しますので、お捨てにならないようお願いいたします。

## 8 子どもひろば利用にあたっての注意点

- (1) 外遊びをする場合は、動きやすい靴でお越しください。自転車・サンダルでの来所はできません。
- (2) 長期休暇時のご利用時には帽子、水筒、ハンカチをお持ちください。
- (3) 持ち物には名前をお書きください。忘れ物は、一定期間を過ぎると処分させていただきます。
- (4) アフタースクールの利用日、プログラムの参加については、お子様とよくお話しください。
- (5) 定員のあるプログラムは、定員を超える申込みをいただいた場合、ご参加いただけないこともありますので、ご理解ください。
- (6) 参加カードの記載内容に不明な点がある場合、保護者に確認のご連絡させていただくことがあります。
- (7) お子様の状況や必要に応じて、個別面談を実施させていただく場合や追加書類の提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。
- (8) おもちゃやゲーム、高価なものは持たせないでください。
- (9) 駐車場はありません。
- (10) お子様の活動の様子を写真入りでHPや案内物に掲載することがあります。写真掲載を希望されない場合は、申請時等に「子どもひろば」へお知らせください。

## 9 入退室システムについて

子どもひろばでは、入退室管理システムにて、お子様の子どもひろばへの入室及び退室時間を予め保護者にご登録いただいたメールアドレスに送信します。また、子どもひろばからのお知らせの配信（開所・閉所の連絡、緊急時対応、プログラム案内等）にも使用しますので、連絡先、お子様の情報等ご登録ください。ご登録につきましては別紙の「連絡先登録のお願い」をご確認ください。登録が確認されましたら、施設側で QR コードを発行し、参加カードに貼ります。

※利用予定の入力は子どもの家（臨時利用除く）利用者が対象となります。子どもひろば利用者につきましては参加カードを使用してください。

※システム変更に伴い、2022 年度まで使用していたバーコードは使用できなくなります。

## 10 子どもひろばでの事故の対応について

子どもひろばでは、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、子どもひろば利用中や、来所または帰宅途中にお子様がかげをすることがあります。通常、施設で応急処置をしますが、急病や緊急を要するけがの場合、保護者にお迎えをお願いすることや直接病院に行く場合もありますので、ご承知おき下さい。なお、病院へ行った際は、「3 保険料のお支払いについて」のとおりお支払いいただく保険にて、見舞金支給の対象となる場合がありますので、子どもひろばの職員にその旨をご連絡ください。見舞金は保険会社から口座振込によって保護者に支払われます。

### 【見舞金額】

- ①けがをしてから 90 日以内の通院について、1日につき 2,000 円
- ②けがをしてから 180 日以内の入院について、1日につき 3,000 円

### 《問い合わせ先》

放課後子どもひろばにかいどう・にかいどう子どもの家「めだか」

（対象小学校区：第二小学校）

〒248-0002 鎌倉市二階堂 912-1 電話&FAX 0467(23)7532

放課後子どもひろばいなむらがさき・いなむらがさき子どもの家「いなほ」

（対象小学校区：稲村ヶ崎小学校）

〒248-0023 鎌倉市極楽寺 3-2-3 電話&FAX 0467(24)8354

指定管理者 株式会社明日葉

〒108-0014 東京都港区芝四丁目 13-3 PMO 田町東 10F

電話 03(3452)3350 FAX 03(3453)3336

※受付時間 9:30～18:00（祝日を除く月～金曜日）

**※小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。**

